

議案第 58 号

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例

白岡市印鑑条例（平成 2 年白岡町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 1 号中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「同法」を「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改め、同項第 2 号中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。